

日倉(業)第 0016 号

令和 4 年 4 月 13 日

各地区倉庫協会 御中

一般社団法人日本倉庫協会
理事長 米田 浩

租税特別措置法施行規則第 6 条の 2, 第 20 条の 2 2 及び第 22 条の 4 3 並びに地方
税法附則第 15 条第 1 項に基づく地方運輸局長等の証明について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、別紙のとおり、国土交通省大臣官房参事官から日本倉庫協会長あて、標記に係る申
請手続き要領について周知方、依頼がございました。

この度は、物流総合効率化法の施行規則の一部が改正され、物効法の認定要件及び税制特
例の適用要件に「物流業務の自動化・機械化関連機器」の整備が追加されました。つきまし
ては、下記のとおり、改正された標記証明の申請に係る関連書類を送付いたしますので、貴
会員事業者あて周知くださいますよう、お願い申し上げます。

また、ご参考として「自動化・機械化関連機器」の具体例を別添のとおりご送付いたしま
す。なお、標記証明書や物効法の認定申請に係る手引き等の関連資料は、国土交通省ウェブ
サイトから次の手順により入手することができます。

※国交省ウェブサイトトップページ⇒「物流」⇒「物流総合効率化法」

記

国土交通省からの標記証明に係る文書について

1. 国税（割増償却）関連文書

①大臣官房参事官から小野会長宛て周知依頼文書

②新・増設倉庫証明申請書（割増償却）：1 枚もの

③（別紙）倉庫の概要：物流業務の機械化・自動化関連機器の記載欄を追加（1 枚）

④（別添）租税特別措置法に係る地方運輸局長の証明の申請手続き要領（21 枚）

：自動化・機械化関連機器に係る記載要領を追加及び認定事業者が導入した同関連
機器に関する概要やその運用体制等の記載を行う様式（様式 5-1 及び 5-2）を追加
したもの

⑤租税特別措置法に係る地方運輸局長等の証明の申請手続き要領新旧対照表（16 枚）

2. 地方税（固定資産税の課税標準の特例）関連文書

「1. 国税（割増償却）関連文書」の①～⑤と同様の地方税法附則第 15 条に基づく地
方運輸局長等あて証明書等の文書

3. 官報告示（令和 4 年 3 月 31 日）：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 施行規則の一部を改正する省令

以上